【 ~ エステティック産業の現状と課題 その2 ~ 】

++_+_+_+



今回は、経済産業省の発表データから、エステティック産業の現状を見てみましょう。

平成14年に、経済産業省が行った【特定サービス産業実態調査】、

http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-2/h14/pdf/h14-t-30.pdf

《エステティック業の概況》では、

~ 小規模事業所が全体の約9割 ~

《事業所数》

ψ

Ψ

ψ

ψ

Ψ

平成14年におけるエステティック業の事業所数は5,877事業所。 これを就業者規模別にみると、就業者数「1~2人」規模の事業所が 2,438事業所と最も多く全体の約4割を占め、「10人未満」の小規模な 事業所が事業所数全体の約9割を占めており、零細事業所が多い。



となっています。

全事業者の9割が、就業者数が10人未満の小規模、個人サロンなんですね。 今は、光脱毛専門店などのチェーン店も増えていますが、自宅サロンやマンションサロンも 増えていますので、今もその比率は大きくは変わっていないと考えられます。

今回のテーマは、その《 小規模サロンの運営について 》です。

ではここで少し、前回までのおさらいと補足を致しますね!



エステティシャンは国家資格ではなく、エステティックサロンを出店する際に、規制する法律がありません。そのため、エステティック業が産業として発展していく中で、『契約に関すること』、『衛生に関すること』、『本生に関する。と』、『エステティシャンの未熟な接客や技術に関すること』などへの、国民生活センターへの消費者相談件数が急激に増え、1999年(平成11年)には1万件を超え、そこから2009年(平成21年)、消費者庁が設立され規制が厳しくなるまでの約10年間、最大時では1万5千件を超える消費者相談件数に上ってしまいました。

そこで消費者被害の現状を改善し、「エステティック産業が健全に発展するため」に、 経済産業省の担当者、弁護士や医師などの有識者、エステティック業界の関係者によって「適正な施術」「産業の適正化」などのテーマ別の研究会が、何度も行われ、

2003年(平成15年)、経済産業省がエステティックサロン運営のガイドラインとして、

「エステティック産業の適正化に関する報告書」を発表致しました。

それを受けて 2004 年 (平成 16 年)、(**消費者が安心で安全な** サービスを受けられ、そのサービスが公正で円滑に提供されるよ √ うにする 〉、〈 技術者のレベルアップを図る 〉 という目的で、 【 日本エステティック機構 】が設立。

√ 「サロン認証制度、機器認証制度、試験認証制度」 √の実施に向け、検討が開始。



2006 年(平成 18 年)に、日本エステティック振興協議会より、それらをまとめたエステティ

そして、

Ψ

2007年(平成19年)より、「エステティックサロン認証」

2008年(平成 20 年)より、「エステティック機器認証」

2010年(平成22年)より、「エステティシャン試験制度認証」が

スタート致しました。



という流れで、認証制度がスタートしたのですが、ではその後のエステティック業界は、 どのように変化してきたのでしょうか!

エステティック業界団体の動きと国民生活センターへの消費者相談件数を見てみましょう。

まずは、日本エステティック振興協議会の構成団体として、

1972年(昭和47年)設立の、個人のエステティシャンの教育を行う職能団体 《 日本エステティック協会 Ajesthe》、

1987年(昭和62年)設立の、エステティックサロンを営む事業者の団体 《 日本エステティック業協会 AEA 》、

1995年(平成7年)設立の、エステティック業に携わる機器・化粧品メーカーの団体 《 日本エステティック工業会 JEIA 》

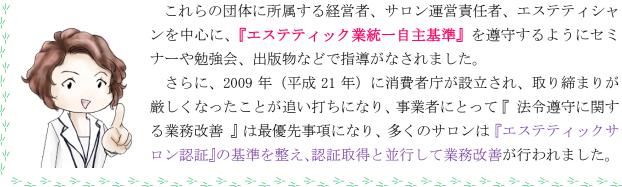
協力団体として、

ψ

Ψ ψ

ψ

1978年(昭和53年)設立の、エステティックサロンを営む経営者の団体 《 日本全身美容協会 》



これらの団体に所属する経営者、サロン運営責任者、エステティシャ ンを中心に、**『エステティック業統一自主基準』**を遵守するようにセミ ナーや勉強会、出版物などで指導がなされました。

さらに、2009年(平成21年)に消費者庁が設立され、取り締まりが 厳しくなったことが追い打ちになり、事業者にとって『法令遵守に関す る業務改善 』は最優先事項になり、多くのサロンは『エステティックサ♪ ロン認証』の基準を整え、認証取得と並行して業務改善が行われました。

その結果、2008 年(平成 20 年)には 1 万 5 千件を超えていた消費者相談件数が、2009 年(平成 21 年)には約 1 万件と 3 分の 1 の減少、2010 年(平成 22 年)には 7 千件台になり、ピーク時の約半数まで減少致しました。

しかし、その半減した 2010 年 (平成 22 年) から 2017 年 (平成 29 年) まで、毎年年間 7 千件を上回り (脱毛サロンの大型倒産時に 8 千件超え)、現在もその相談件数に大きな減少の 兆しは見えないんです。

その内容は、一部の悪徳事業者の詐欺的被害によるものの他に、

- ・『強引な販売や威圧的な接客』、『サロン独自の勝手なルールを作って、 クーリング・オフや解約に応じない』などの、販売方法や契約・解約に関 することや、接客に関すること。
- [♥]・『身体に火傷や筋肉の損傷など、後遺症が残っている 』などの、技術や ♥ 取扱機器の基礎知識や技術力の教育に関すること。
 - ・『 予約日にサロンに行ったらサロンが無くなっていた 』などの、運営に 関すること。



など、国民生活センターへの相談内容自体は、2008 年(平成 20 年)とほとんど変わっていないんですね。そして、その対象事業者の多くが、エステティック業界団体には所属せず、 関連する法律を『知らない』、『知らなかった』という事業者がほとんどなんです。

ではなぜ、このようなことが起きるのかというと、エステティシャンは国家資格ではなく、 エステティックサロンを出店する際に、規制する業法がありませんので、色々なきっかけ から簡単にサロンがオープンできてしまうからなんですね。

例えば、

- ・事業展開として新規参入で異業種から取り組む方
- ・エステティックサロン運営企業で数年経験して、経営者として起業する方
- ・エステティシャンとして数年経験して独立する方
- ・化粧品メーカーの短期教育を受けて独立する方
- ・趣味のアロマテラピーなどをきっかけに開業する方などそのきっかけは様々です。

しかし!エステティック業には《業法》はありませんが、エステティック業として規制 されている《特定商取引に関する法律》や《薬機法》《抵触してはいけない関連する職 業の業法》など、運営していく上で守らなくてはいけない法律がたくさんあるのですね。 **
ですが、起業時や独立時にエステティック業界団体に所属していないと、それらの正確な情 **
報が入手しにくいのです。

そして、その正確な情報を入手できたとしても、それを自分のサロンで具体的にどのよう に対応すれば良いのかが分からないサロンがとても多いのです。

+ $_{2}+$ $_{2}+$ $_{2}+$ $_{2}+$ $_{2}+$ $_{2}+$ $_{2}+$ $_{2}+$ $_{2}+$ $_{2}+$ $_{2}+$ $_{2}+$ $_{2}+$

* 2003 年(平成 15 年)に、経済産業省がエステティックサロン運営のガイドラインとして、 * 「 エステティック産業の適正化に関する報告書 」を発表した当時、『 エステティック業界 * 団体への入会率は、全事業者数の3割にも満たない』と言われていましたが、その比率は 現 * 在も大きくは変わっていないと考えられます。そして、その多くは 《 就業者が 10 人未満の * 小規模・個人サロン 》 なんですね。

それではここで、社会全体の動きを見てみましょう。

日本社会全体としても、2009 年(平成 20 年)に消費者庁が設立された ことで、消費者被害の対策が集約・強化され、消費者保護に関する法律が 次々と施行され、事業者への取り締まりが強化されてきました。新聞やテ レビでは毎日のように、ホテルのレストラン、大手自動車メーカーやハウ メスメーカー、製薬会社などのニュースが出ていましたね。自分が消費者の 、立場としては、とても怖いことですから、改善していって欲しいと思いま 、すよね。



ψ そして、2017 年(平成 29 年)にはその取り締まりの権限が、消費者庁から各都道府県に ψ 移譲され<mark>「地方消費者行政強化作戦」</mark>として、強化されていますので、エステティック業界 ω の小規模サロンへの取り締まりも同様に厳しくなっているのです。

** また、2018 年(平成 30 年)**「成人年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げる民法改正案」**が国 ** 会に提出されたことに合わせ、消費者に対しても「 トラブルに巻き込まれないように 」 ** すべての高校で消費者教育を重点的に行う**「 アクションプログラム 」**を公表しています. ** なので、今後はお客様や雇用する従業員も、その教育を受けて社会に出てくるということで ** す。

このように、社会もどんどん変化してきていますので、『小規模だから』『個人サロンだから』という規模の大小は関係ありません。

ψ 「他の事業者もやっている」、「メーカーに言われた」、「知らなかった」など、今まで見逃されてきたことも許してもらえなくなってきています。



エステティックサロン事業者として守らなくてはいけない法律や、犯してはいけない関連 する職業の業法は、事業者としての責任において、対策が急務です!

【 ~ エステティック産業の現状と課題 その2 ~ 】



ψ

ψ

Ψ



ということで、今回の《エステティックサロン認証制度》の ポイントは2つ。

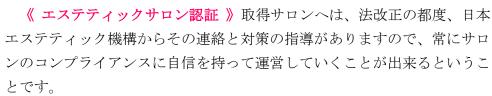
++_+_+_+

ひとつめは、社会の変化に伴って、規模の大小は関係なく、 小規模・個人サロンへの取り締りが強化されているので、その 対策が急務ということ。



その対策として《 エステティックサロン認証 》を申請すると、書類審査と現地審査でコンプライアンスチェックが行われ、不備があれば指導してもらえますので、サロン運営に関する正確な法的知識が得られ、実際のサロン運営に活かせるということ。

[↑] ふたつめは、消費者保護に対する法改正や行政計画が、次々に行われる
[†] ということ。







 ψ_{ψ}

ψ

ψ

Ψ

【 エステティックサロン認証を取得する 】ことは、 お客様にとって【 安心・安全 】なサロンとしての目印になり、

そして、それはお客様だけではなく、 経営者や従業員にとっての【 安心・安全 】でもあるのです。

ということで、

《 エステティックサロン認証制度 》動画で学ぼう!シリーズ第3弾! ~ エステティック業の現状と課題 その2 ~ は、いかがでしたか?

メリットをもっと詳しく知りたい、活用例を具体的に知りたい! という方は、

引き続き、《エステティックサロン認証制度》 動画で学ぼう!シリーズをご覧くださいね。

申請手続き、その他については、 日本エステティック機構 電話番号 03-3230-8002 まで、 お問い合わせください。

